

会 議 録

審議会等の名称	平成30年第11回教育委員会（定例会）
開催日時	平成30年8月22日（金）14：00～
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公開の区分	部分公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	佐々木委員
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、井上社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、石川教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について （2）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （3）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について （4）山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 （5）山口市指定文化財の諮問について （6）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について <p>報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> （1）平成30年9月定例会市議会への報告事項について （2）平成29年度山口市奨学基金の運用状況等について
	<p>藤本教育長 ただいまから、平成30年第11回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p> 本日の会議録の署名は、竹内委員さんと佐藤委員さんをお願いいたします。</p> <p> 本日は、追加議案を1件含めまして議案が6件、報告事項2件となっております。</p> <p> それでは、これらの公開・非公開を確認いたします。</p> <p> 議案第2号、議案第3号及び議案第6号並びに報告第1号につきましては、市議会に上程する案件でございますので、非公開にしたいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p> 非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>

	<p>それでは、議案第2号、議案第3号及び議案第6号並びに報告第1号につきましては、「山口市教育委員会会議規則第9条の2」に基づき、秘密会により審議いたします。</p> <p>では、本日は、審議する順番を公開できるものから始めたいと思います。</p> <p>それでは、議案第1号の「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について」、事務局から説明をお願いします。</p> <p>吉村教育部次長。</p>
吉村教育部次長	<p>それでは、議案第1号について説明いたします。</p> <p>資料1の議案につきましては、1ページでございます。</p> <p>教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により下記のとおり、議会に提出することにつきまして、お諮りするものでございます。</p> <p>報告書（案）につきましては、資料Aを御覧いただければと思います。</p> <p>この報告書（案）につきましては、7月の定例会におきまして、スプリングレビューとして事務局が行いました事務の点検評価について説明をさせていただくとともに、報告書（案）についての外部有識者の意見の概要をお示しし、御協議をいただいたところでございます。</p> <p>その際、委員の皆様や外部有識者の方々から、成果指標のあり方などについて御意見等をいただいております。将来に向けての課題といった点もございますが、全体を通して、内容については御理解をいただけたものと認識いたしております。</p> <p>その後、事務局において、最終報告（案）として整理したものを、このたびお示ししたところでございます。</p> <p>掲載内容につきましては、抜本的な変更はございませんが、字句等の修正が主体となっておりますから、説明については省略させていただきたいと思っております。</p> <p>議案第1号についての説明は以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第1号につきまして、意見、質問等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、意見、質問等がないようでしたら、議案第1号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。</p>

	<p>続きまして、議案第4号の山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>井上社会教育課長。</p>
井上社会教育課長	<p>それでは、議案第4号山口市児童文化センター設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則でございますが、議案集①の22ページ、議案参考資料②の5ページでございます。議案参考資料②の5ページについて御説明いたします。</p> <p>条例施行規則の新旧対照表がございます。様式第1号についてですが、様式中の減免申請理由の表記につきましては、山口市児童文化センターの使用料の減免等を定める規則第2条の使用料の減免との整合を図るため改正をするものでございます。</p> <p>新旧対照表のアンダーラインが改正する箇所でございます。上のほうから、宛先を漢字表記に、下のほうの申請理由の表記につきましては、1と2は主催行事を共催行事に、4は、市長が別に定めるものを市長が特に必要と認めるもの、3の市内を中心に活動する団体及びサークルによる公益性のある行事を追加いたし、使用料減免申請理由といたします。</p> <p>以上で議案第4号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案第4号につきまして、意見、御質問等はありませんでしょうか。</p> <p>それでは、意見、質問がないようでしたら、議案第4号につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第5号の山口指定文化財の諮問について、事務局から説明をお願いいたします。磯部文化財保護課長。</p>
磯部文化財保護課長	<p>それでは、議案第5号山口市指定文化財の諮問について御説明申し上げます。</p> <p>資料番号①の26ページ、関連資料といたしましては、議案参考資料②の7ページ及び本日配付資料Bを用意しております。議案参考資料②は、本日の議案の根拠となります文化財保護条例をお示しいたしております。資料Bが、指定並びに解除案件の説明でございます。文化財の指定が2件、解除が1件でございます。</p> <p>それでは、それぞれの案件について、御説明いたします。</p> <p>資料Bの1ページを御覧ください。</p> <p>まず、1、山口市指定文化財の指定のうち、(1)萬代家文書でございます。文化財の種類といたしましては、有形文化財古文書でございます。名称及び人数、名称が、萬代家文書、員数として65点でございます。</p>

す。所有者は、現在、山口市長渡辺純忠でございます、現状は、山口市春日町5番1号にございます山口市歴史民俗資料館の収蔵庫に保管しているところでございます。

内容につきましては、添付の調書により、御説明申し上げます。

萬代家とは、下堅小路におきまして、江戸時代後期から醤油醸造所を営み、幕末から近代にかけて山口市の発展に大いに寄与した山口の大庄でございます、幕末期には、自宅の離れを藩士の宿所に提供し、伊藤博文や井上馨など、志士が数多く止宿したことから、その離れ十朋亭が既に市の史跡として昭和57年に指定されております。

平成15年には、その十朋亭と萬代家に伝わる文書の多くが山口市に寄附され、また、平成26年には、萬代家の母屋や敷地、収蔵庫、所蔵資料を寄附されたところでございます。

これら寄贈された資料のうち、平成15年に寄贈されました文書は、近世から近代にかけてのものでございまして、近世以降の残存文書の多くが、武家、寺社、あるいは地方文書でございまして、町方・商家の文書は大変少なく、そうした中で、まとまった文書が伝わる萬代家文書は大変貴重であるということから、近世から昭和年代にわたる総数352点のうち、特に重要と考えられる65点を選定して指定するべきと考えるところでございまして。

続きまして、指定の(2)徳佐船平山のユウスゲ群生地でございます。

同じく資料Bの8ページから11ページを御覧ください。

文化財の種類といたしましては、天然記念物でございます。名称は、徳佐船平山のユウスゲ群生地、員数といたしまして、面積が約3,700平方メートルでございます。ユウスゲは、キジカクシ目、ススキノキ科(ワスレナグサ科)に属しまして、本州、四国、九州の冷涼地に分布いたしております。花の時期は、7月から9月で、夕方、明るい中に開き、翌日正午には閉じている。また、猛暑のときは早く閉じる一日花でございます。県下では、自生地が少なく、山口県レッドリストで絶滅危惧種第Ⅱ類に掲載されている植物でございまして、大変貴重でございますことから、市の文化財として指定するべきであるものと考えるところでございます。

続きまして、2、山口市指定文化財の解除についてでございます。

資料の12ページを御覧ください。

オゴオリザクラでございますけれども、文化財の種類は天然記念物で山口市小郡下郷柳井田に所在をいたしております。

解除に至る経緯でございますが、指定当時は、樹高17メートルと県下有数の巨樹であり、また、ヤエノヤマザクラのうちでも、未記載の品種で貴重であることから、昭和57年3月20日に指定されております。しかし、平成2年の台風の被害により、樹勢が衰退し始め、土壌改良等

	<p>の措置を行いました。平成27年8月の台風で太い幹が折れ、4メートルの若木を残すのみとなったところでございます。さらに、平成29年6月、枯死していることを確認いたしましたものでございます。その後、1年間そのまま様子を見てまいりましたが、幹から若芽が出る様子も認められないところでございます。オゴオリザクラの指定は、この1本のみを対象としたものでございまして、枯死により指定の対象がなくなったことから、指定の解除をすることが相当であると考えております。</p> <p>以上、議案第5号山口市指定文化財の諮問について、山口市文化財保護条例第4条の規定により、山口市文化財審議会に指定を諮問してよいとお諮りいたすものでございます。</p> <p>御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>ありがとうございました。それでは、議案第5号について、意見、質問等はございませんでしょうか。竹内委員。</p>
竹内委員	<p>オゴオリザクラですが、この一本しかないのですか。子と言ったらおかしいかもしれませんが、ほかにはありませんか。</p>
磯部文化財保護課長	<p>指定されているものは、枯死した1本でございますが、オゴオリザクラの子孫といいたいでしょうか、そういうものは、地元によっていろいろなところに植えられておりますけれども、指定の意味がどういうことなのかと申しますと、1点目が、県下有数の大木であったこと、2点目が、樹種として未記載の品種であるということが貴重であるという、2点が価値として認められたものでございます。そうすると、巨木というのは、仕方がないといたしましても、品種として、DNAを間違いなく100パーセント継いだものがあるのかどうかということにつきまして、地元の接ぎ木とか取り木とかされている方から話を伺いましたが、そういうことは特定できないと。100パーセントDNAを継承するとすれば、それは取り木という形になるかと思っておりますけれども、それをやって根づいた樹木がどれかというのが、特定できないことから、指定解除もやむなしであろうという結論に至ったところでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>ほかに何かございますか。</p>
横山委員	<p>オゴオリザクラについては、御説明いただいたとおりですけど、現実的に、接ぎ木で残っているのは、小郡南小学校に大きな木が3本と小郡小学校に1本あります。旧小郡町内では、七十数本ありますが、このオゴオリザクラ自体が、安定した品種ではないので、先祖返りとか、ヤマザクラ返りをするようなので、御説明にあったような形で解除自体はやむを得ないかと思っております。</p>
藤本教育長	<p>ほかにはございませんか。</p> <p>ないようでしたら、議案第5号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p>

いたします。

(全員挙手)

ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。
続きまして、報告事項に移ります。

報告第2号の平成29年度山口市奨学基金の運用状況等について、事務局から説明をお願いいたします。中村教育総務課長。

中村教育総
務課長

報告第2号、平成29年度山口市奨学基金の運用状況等について、御説明を申し上げます。

資料①の32、33ページを御覧ください。

山口市の奨学金制度は、進学の意欲と能力を有する者で、経済的理由により就学困難な者に対し、必要な学資を貸与し、有用な人材を育成することを目的に創設したものでございます。山口市奨学基金は、この奨学金の貸与及び返還に資するために設置、運用いたしております。

それでは、33ページの表について御説明させていただきます。

まず、一番上の表でございますが、平成29年度山口市奨学基金の運用状況でございます。平成28年度末現在高は、貸付金2,508万7,500円、現金6,794万8,794円でございます。

右に移りまして、平成29年度中増減高は、貸付金が、マイナス137万7,500円、現金199万2,500円でございます。

そして、平成29年度末現在高は、貸付金2,371万円、現金6,994万1,294円となっております。

次に、平成29年度中貸付金増減高の内訳でございます。貸付金が420万円、返還金がマイナス542万5,000円、過年度分の返還金がマイナス15万2,500円でございます。合計、マイナス137万7,500円でございます。

次に、平成29年度中現金増減額の内訳でございます。貸付金、マイナス420万円、返還金542万5,000円、過年度分の返還金が15万2,500円、寄付金60万円、利子1万5,000円でございます。合計199万2,500円でございます。

次に、平成29年度奨学生の採用状況でございますが、応募人数2人、うち採用した者が1人、不採用とした者が1人でございます。なお、採用後に辞退した者が1人ございましたことから、奨学生はゼロ人でございます。不採用の理由は、経済的理由により、就学困難と認められなかったことによるものでございます。また、辞退につきましては、他の奨学金を受けることとなったため、辞退されたものでございます。

次に、平成29年度末時点の奨学生の状況でございます。貸付中のものが9人、返還中のものが17人、年度中に完納したものが5人、返還

	<p>据置中のものがゼロ人、返還猶予中のものが1人でございます。返還猶予につきましては、大学医学部卒業後、医師国家試験予備校に通うため、返還を猶予したものでございまして、制度の創設以来初めてでございます。</p> <p>参考までに、右側に今年度、平成30年度の奨学生の採用状況、平成30年度8月現在の奨学生の状況について記載をいたしております。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、報告第2号につきまして、意見、御質問等はございませんでしょうか。宮原委員さん。</p>
宮原委員	<p>一番下の今御説明いただきました平成29年度末時点の奨学生の状況で返還猶予中のものがお1人ということですのでけれども、平成30年度の状況が猶予中の方はゼロということなので、この方は返還できる状況になったということでしょうか。</p>
中村教育総務課長	<p>おっしゃられるように、平成29年度の1年間は、返還猶予期間中ではございましたけれども、平成30年度からは、返還できる状況にございますことから、現在は、返還猶予中の方はゼロ人となっております。</p>
藤本教育長	<p>ほかにございますか。</p> <p>それでは、議案に移ります。議案第2号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いいたします。吉村教育部次長。</p>
吉村教育部次長	<p>それでは、議案第2号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、説明いたします。</p> <p>議案資料①を御覧ください。2ページからが議案第2号に関するものでございます。このうち4ページから9ページにかけて、山口市の一般会計歳入歳出決算に係るもの、10ページから19ページが、山口市の財産に関する調書でございます。</p> <p>この決算のうち教育費に関する部分について、教育委員会の意見を求めるものでございます。</p> <p>はじめに、山口市一般会計歳入歳出決算のうち、教育費の決算について御説明いたします。</p> <p>教育費の歳入歳出決算につきましては、議案参考資料②にまとめておりますので、こちらにより説明させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。</p> <p>一般会計歳出決算のうち、教育委員会部分全体の歳出の状況についてお示しをいたしております。</p> <p>平成29年度の予算現額は、当初予算額に前年度からの繰越額の補正予算額を加え54億856万9,580円でございます。これに対し、支出済み額は44億8,132万825円で、執行率は82.9%となっておりますが、このうち翌年度に繰り越した6億3,820万円を除く執行</p>

率は93.9%でございまして、不用額は2億8,904万8,755円となっております。

また、平成29年度の支出済み額を平成28年度の支出済み額42億6,755万1,255円と比較いたしますと、2億1,376万9,570円の増となっております。

この増に至った主な内訳でございまして、それぞれに増減がございまして、小学校費が約6億6,000万円の増、中学校費が約1億7,500万円の減、幼稚園費が約2億9,000万円の減、社会教育費が約4,000万円の増、保健体育費が約1億7,000万円の減、その他に、市長部局所管の総務費が新たに約1億6,000万円の増となっております。

ここの主な内容を申し上げますと、小学校費約6億6,000万円の増につきましては、平成28年度、29年度ともに国の補正がございまして、吊り天井撤去工事や各小学校の長寿命化に係る工事を集中的に実施したことなどから、約4億4,000万円の増、また、ICT環境の整備について、小学校へのタブレット端末の導入等によりまして、情報教育環境整備事業費で約1億8,000万円の増となったことなどによるものでございます。

それから、中学校費の約1億7,500万円の減でございまして、こちらでも、平成28年度、29年度ともに国の補正がございまして、吊り天井撤去工事などを実施しておりますが、一方で、平成29年度は、トイレ洋式化のための国の交付金内定時期がおくれたことから、工事着手がおくれまして、平成30年度に繰り越したことなどから約9,000万円の減、また、ICT環境整備について、平成28年度に中学校教員用タブレットの端末等を導入しておりますが、29年度は導入の計画がございませんでした。これらの影響で約8,000万円の減になったところでございます。

幼稚園費約2億9,000万円の減につきましては、本年4月の組織改編により、幼稚園の運営に関する業務がこども未来部、保育幼稚園課に移管されたことなどが主な要因となっております。

それから、社会教育費約4,000万円の増については、文化財保護費の増が要因でございまして、名勝常德寺庭園や築山跡、名田島南蛮樋などの整備事業が本格化したことに加え、新たに歴史文化基本構想策定事業がスタートしたことや、鑄銭司、陶地区における拡幅調査の開始等によるものでございます。

保健体育費約1億7,000万円の減につきましては、大内小学校給食施設増改築工事が平成28年度に終了したことなどによるものでございます。

また、このあたりの資料を添付しておりませんが、本年4月の組織改編により、生涯学習に関する業務が地域生活部から教育委員会に移管さ

れたことに伴いまして、先ほど申し上げましたように、総務費のうち地域生活部所管の生涯学習振興費及び生涯学習施設費の支出済み額約1億6,000万円を新たに教育委員会所管分として事務処理上追加しております。これらも増加の要因となっております。

次に資料の2ページでございます。

2ページからは教育費の決算額について、款項目別に課ごとの内訳をお示ししております。先ほど少し増減額の追加をお示しいたしておりますけれども、このうちで不用額の多いものについて、主な執行业について説明いたしますが、この表の右から2列目の繰越を除く執行率が90%未満で、かつ一番右の列、不用額が100万円を超えるもの、また、職員人件費や他の所管分を除いたものについて説明をさせていただきます。

まず、3ページの10教育費、3中学校費、3学校建設費の教育施設管理課所管分につきましては、支出済み額が2億7,478万416円で、執行率は87.2%、不用額は4,029万4,584円となっております。これは、長寿命化事業や安心安全推進事業の工事費のほかにつきまして、入札減等により不用額となったものでございます。

次に、4ページの一番下の11災害復旧費、3文教施設災害復旧費、公立学校施設災害復旧費のうち、教育施設管理課所管分につきましては、支出済み額がゼロ円で、不用額は300万円となっております。

これは、学校施設等が被災した場合を想定いたしまして、最低限度の経費を見込んでおりましたけれども、全く事案がなく、最終的に不用額となったものでございます。

続きまして、資料①の10ページを御覧いただきたいと思います。

財産に関する調書でございますが、このうち教育委員会に関するものにつきまして説明いたします。

はじめに、10ページ、上側の表でございます。この表は、公有財産のうち、(1)土地及び建物についてお示ししているもので、この中で教育委員会に関係するものは、公共用財産の学校がございまして。このうち土地につきましては、平成29年度に8,489.96平方メートルの減、年度末現在高は106万3,905.64平方メートルとなっております。この土地の増減につきましては、増加分としましては、八坂小学校土地のうち、民間所有者から借用していた1,294.36平方メートルを購入したものでございます。減少分といたしましては、廃校となりました旧嘉年小学校の敷地9,616.67平方メートルを社会体育に供する土地として、スポーツ交流課に所管替えをいたしましたほか、白石小学校の敷地の一部を市道拡幅用地として道路河川管理課に所管替えした167.65平方メートル、合わせて9,784.32平方メートルでございまして、差し引き8,489.96平方メートルの減となったものでござい

す。

次に、建物につきましては、平成29年度中に木造が40.60平方メートルの減、また、非木造が508.14平方メートルの増となっております。木造の減の内容につきましては、廃校となりました旧嘉年小学校の屋外便所と渡り廊下を体育施設嘉年体育館の附属建物としてスポーツ交流課に所管替えいたしたものでございます。非木造の内容につきましては、増加分として、これまでリースしておりました佐山小学校特別教室棟194.28平方メートルの譲渡を受けたもの、大歳小学校校舎増築分905.90平方メートル、興進小学校多目的便所増築分10平方メートル、合計1,110.18平方メートルでございます。

減少分といたしましては、廃校となりました旧嘉年小学校の屋内運動場602.04平方メートルの社会体育施設嘉年体育館としてスポーツ交流課に所管替えいたしておりますが、差し引き508.14平方メートルの増加でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

12ページから13ページにかけてが、(7)出資による権利についての表でございます。この中で、教育委員会が関係しているものは、13ページの上から8つ目の団体、山口県教育会に対する出捐金がございます。これにつきましては、平成29年度中の増減はなく、年度末増減高は、403万1,000円でございます。

続きまして、17ページでございます。

上から2番目の(15)山口市文化財保護基金についてでございます。これは、文化財の保護管理及び修理に要する経費の財源として充てるもので、平成29年度中に基金の利子742円の積み立てにより年度末現在高は297万1,052円となっております。

続きまして、19ページでございます。一番下の表、(27)山口市奨学基金についてでございます。貸付金につきましては、平成29年度中に137万7,500円の減で、年度末現在高は2,371万円、また、現金は、平成29年度で199万2,500円増加し、年度末現在高は6,994万1,294円となっております。この奨学金の詳細につきましては、報告第2号によって、先ほど説明をさせていただいております。

議案第2号についての説明は以上でございます。

藤本教育長

それでは、議案第2号につきまして、意見、御質問等はございませんでしょうか。

質問等がないようでしたら、議案第2号について、承認される方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

	<p>ありがとうございます。それでは、原案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第3号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いいたします。重枝学校教育課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>議案第3号議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得について、説明をいたします。</p> <p>資料①の20、21ページをお開きください。</p> <p>7月11日、条件つき一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたので、その請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>取得価格は、3にお示ししております3,180万6,000円で、取引先につきましては、4にお示ししております、山口視聴覚機器株式会社でございます。</p> <p>本案件は、山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得案件でございまして、小中学校のパソコン教室等に配置している児童生徒が使用する教育用コンピュータの更新時期到来により新しいコンピュータ等を取得するものでございます。</p> <p>配置する学校につきましては、小学校6校の115台、中学校3校の106台、予備を9台入れることとしております。また、学校図書館管理システム用コンピュータのシステム保守終了等が本年度でございますので、教育用コンピュータと一緒に導入することにより、コスト面等において優位な調達ができるため、図書管理用コンピュータ56台も同時に取得することとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、議案3号につきまして、意見、御質問等はございませんでしょうか。宮原委員さん。</p>
宮原委員	<p>このこと自体ではないですけれども、お尋ねしたいのが、更新の時期で買いかえということですよ。これが、まとまってくる時期ということでしょうか。それとも、毎年何台ずつぐらいお買いになるのか、一度に入れたら、また更新の時期に一度にとということになるのでしょうか。</p>
藤本教育長	<p>重枝学校教育課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>基本的には、平成28年度から平成31年度までにかけて、学校を割り振りいたしまして、更新を行っている状況でございます。</p>
藤本教育長	<p>ほかにごございますか。</p> <p>ほかにないようでしたら、議案第3号につきまして、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>

	<p>それでは、議案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号の議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について、事務局から説明をお願いいたします。伊藤教育施設管理課長。</p>
伊藤教育施設管理課長	<p>それでは、説明いたします。追加議案としてお配りしております。この追加議案の1ページ以降を御覧ください。</p> <p>来る9月議会におきまして、一般会計補正予算議案を提出することとしております。この金額につきましては、4ページ一番下にございますように、款10教育費、こちらの補正額4,389万円でございます。この内訳は次の5ページ、小学校費、中学校費、社会教育費でございます。</p> <p>詳しくは別冊でまた追加の議案参考資料をお配りしております。こちらを御覧ください。議案参考資料の1ページの表を御覧ください。</p> <p>教育施設管理課分は、小学校費1,825万円、中学校費1,520万円です。</p> <p>9ページを御覧ください。</p> <p>同じく9ページの款10教育費で同じ費用を計上しております。</p> <p>事業の説明につきましては、11ページを御覧ください。11ページのA4の横の紙になります。</p> <p>去る6月18日に発生いたしました大阪北部地震で小学生が下敷きになって死亡したブロック塀倒壊事故がございました。これを受け、全学校施設の総点検を行い、このうち、建築基準法の基準に適合していない可能性があるブロック塀のうち、学校の敷地内にある既存ブロック塀の撤去、改修及びフェンスの新設に係る費用について、子どもたちの安全安心な学校生活を鑑み、早期工事着手を目的として補正を行うものでございます。</p> <p>なお、道路沿いに面したブロック塀など、安全対策が困難、つまり、バリケードをして歩道幅が狭くなるというような問題が生じてしまうブロック塀につきましては、本年度の現計予算対応にて、ただいま撤去改修中でございます。</p> <p>箇所につきましては、補正理由の欄に挙げておりますように、小学校13校15カ所、中学校5校5カ所でございます。小学校13校のうちには、廃校3校の敷地内にそれぞれ黒いブロック製の投てき板が見つかりましたので、それらの撤去費用も組んでおります。補正額、小学校費1,825万円、中学校費1,520万円でございます。財源といたしましては、全額一般財源といたしております。</p> <p>教育施設管理課分の説明は以上でございます。</p>
藤本教育長	<p>続いて、磯部文化財保護課長。</p>
磯部文化財	<p>続いて、文化財保護課所管分について御説明申し上げます。</p>

保護課長	<p>同じく、今の資料12ページを御覧ください。</p> <p>小郡文化資料館の管理運営費でございますが、この資料館が管理をいたしております其中庵休憩所というのがございます。この其中庵休憩所の敷地内でございます既存ブロックのうち、建築基準法の基準に適合していない可能性のある部分について、5カ所に控え壁を設置、2カ所で上段1段分の撤去を早期に着手するため、その費用853万円につきまして補正を行うものでございます。</p> <p>次に、13ページでございますが、歴史民俗資料館管理運営費でございます。春日町でございます山口市歴史民俗資料館敷地内でございます既存ブロック塀のうち、建築基準法の基準に適合していない可能性のある部分3カ所について、控え壁設置等の改修を早期に着手するため、その費用191万円について補正を行うものでございます。</p> <p>以上、議案第6号議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出の説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>それでは、あわせて議案第6号につきまして、意見、御質問がありましたらお願いいたします。</p> <p>意見、質問がないようでしたら、議案第6号について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。それでは、議案のとおり承認いたします。</p> <p>続きまして、報告事項に移ります。報告第1号の平成30年9月定例市議会への報告事項について、事務局から説明をお願いいたします。中村教育総務課長。</p>
中村教育総務課長	<p>報告第1号について御説明をさせていただきます。</p> <p>資料の①の28ページをお開きください。</p> <p>報告第1号損害賠償の額を定めることに関する専決処分についてでございます。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により市議会に報告するものでございます。</p> <p>このうち、教育総務課所管分については、29ページのその3でございます。まず、専決処分の内容についてでございますが、損害賠償の義務の発生の原因となる事実でございます。平成30年2月20日午前11時ごろ、山口市阿東徳佐の阿東東中学校において発生いたしました体育館の屋根からの落雪による損害事故でございます。これは、体育館の屋根に積もった雪の塊が落下し、そばに駐車しておりました車両3台が破損したため、その損害を賠償するものでございます。</p> <p>次に、損害賠償の相手方及び損害賠償の額でございます。相手方は、</p>

	<p>車両の所有者でございます個人3名でございます。損害賠償の額につきましては、お1人が34万3,937円、次の30ページに移りまして、次の方が27万8,316円、そして、最後のお1人が23万6,596円でございます。</p> <p>30ページに戻りまして、専決処分の年月日でございますが、3人とも平成30年7月2日でございます。</p> <p>以上で報告第1号についての説明を終わります。</p>
藤本教育長	<p>報告第1号につきまして、意見、御質問等はありませんか。</p> <p>以上で、本日の付議案件については終了いたしました。</p> <p>次回の定例会は、こちらの第2会議室で、9月26日水曜日、午後2時00分からの予定です。</p> <p>以上をもちまして、平成30年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。</p>
署名	<p>上記のとおり相違ありません。</p> <p>平成30年8月22日</p> <p style="text-align: right;">教育長 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">署名者 _____</p> <p style="text-align: right;">会議録調製 _____</p>